

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定天然記念物及び有形文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年1月23日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成26年1月17日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定天然記念物及び有形文化財としての指定をするため必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(指定) 天然記念物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	光岩	1件	田原市赤羽根町西山1番5	赤西区 (代表者 赤西区長)

(指定) 有形文化財 書跡 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
書跡	『因明三十三過記』 紙背文書	24通	名古屋市中区大須二丁目21-47 名古屋市瑞穂区瑞穂通1-27-1 (寄託先 名古屋市博物館)	宗教法人 大須観音 寶生院



平成26年1月17日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 瀬口 哲



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成25年8月9日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については、別紙のとおりです。

記

- 1 天然記念物 光岩
- 2 有形文化財（書跡） 『因明三十三過記』紙背文書

指 定 理 由 書

種 別 天然記念物
名 称 (員数) 光岩 (1 件)
所 在 地 田原市赤羽根町西山 1 番 5
所 有 者 赤西区 (代表者 赤西区長)
指 定 理 由

光岩は、赤羽根町西山の標高約 1 2 0 m の北向き斜面に位置し、鏡肌 (スリッケンサイド) を含む露頭面の規模は高さ 9 m、幅 2 2 m である。この鏡肌は中生代に堆積した層状チャートが、地殻変動で褶曲した際に“層面すべり”を起こし、チャート層とチャート層の間に存在した頁岩層が研磨剤となって形成された可能性が大きい。鏡肌の成因の詳細については不明な点もあるが、鏡肌特有の美しい光沢を保った面がよく保存されており、我が国の鏡肌として第一級の規模のものであることは疑いなく、きわめて貴重である。

光岩を構成する岩石は中生代の層状チャートで硬く、風化に耐える力が強い。渥美半島ではこれまでも、数ヶ所のチャートの露頭から鏡肌が報告されているが、いずれも小規模である。チャートは、微細な石英粒子からなる硬く緻密な堆積岩で、赤羽根西山のチャートは中生代三畳紀中頃～ジュラ紀初期 (約 2 億 3 千万年前～約 2 億年前) に形成されたものと考えられている。渥美半島に沿って、北側の渥美湾には日本最長で 1 億年あまりの活動歴を持つ中央構造線が存在する。光岩の鏡肌は、その成因が中央構造線の活動と関係するかどうかは不明であるが、渥美半島の成り立ちに深く関わる地殻変動の貴重な証拠である。

戦前は、近隣の人々から「光る不思議な岩」と知られ、「この岩は普段は見えないが、お彼岸の時は輝いて見えた。」等の口承がある。戦後は、周囲の樹木も成長して平地から全く見えない状態が続いたため、忘れ去られた存在であったが、平成 1 0 年 (1 9 9 8) に地元の人に再発見され、調査の結果、学術的価値が高いと評価され、平成 1 2 年 (2 0 0 0) に田原市 (当時赤羽根町) の天然記念物に指定された。

赤羽根町西山の鏡肌は、渥美半島の成り立ちに関わる地層の成因や地殻変動を示す貴重な資料であるとともに、半島の自然植生に近い二次林の照葉樹林ともよく調和しているため、半島内に点在するチャート岩体の鏡肌の中で最も保全に適している。

なお、指定の対象は露出したチャート岩盤であるが、岩盤基部は土中に埋没しているため、露出した岩盤裾部から周囲 1 0 m の範囲を保存区域として保護の対象とする。



光岩：東側部分(北方から撮影)



光岩：西側部分(北方から撮影)

指定理由書

種 別 有形文化財 書跡
名 称 『因明三十三過記』紙背文書
所 在 地 名古屋市中区大須二丁目 21 番 47 号 (大須観音 寶生院)
名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 - 27 - 1 (寄託先 名古屋市博物館)
所 有 者 宗教法人 大須観音 寶生院

指定理由

『因明三十三過記』は真福寺文庫の文書箱第三十三合に収納されている。袋綴じの冊子で、表紙には「因明卅三過記一帖 / 第三拾三号」とあり、この表紙は近世になって新しく付けたものと考えられる。表紙を除いて全部で 24 丁あり、第 1 丁の冒頭に内題があり、「因明卅三過記一帖」と記されている。『因明三十三過記』は仏教論理学(因明)に関する書であるが、『国書総目録』にはこの書名は見えない。書写年代や記主は不明であるが、書体などから後述する紙背文書の年代とあまり隔たらない時期に東大寺僧によって書かれたものと思われる。「因明三十三過」とは推論の 33 の過誤のことを指しており、東大寺や興福寺などの南都寺院において因明の学習のために利用された。

本文書の料紙は楮紙。法量は縦 32.1 センチ、横 27.5 センチである。第 23 丁は料紙が袋綴じの折り山の部分で切断しており 2 紙になっている。第 24 丁は料紙の半分が欠落している。

先に述べたように本書には、第 23 丁を除いたすべてに紙背文書が確認でき、第 23 丁も封紙上書きがある。紙背文書はすべて鎌倉初期のものと推定される。24 通の紙背文書のうち明庵栄西自筆と確定できるものは 15 通、署名部分が他の栄西の筆跡のもの若干異なるが、栄西自筆としてもよいと推定できるものが 2 通である。

本紙背文書の価値はまず、明庵栄西の自筆文書を 17 通含んでいることにある。日本に臨済禅を伝来した栄西の自筆文書は、他に東大寺図書館、興福寺、大和文華館、天理図書館などに所蔵される 5 通が知られているにすぎない。そのなかでの本紙背文書の存在価値は高い。

本紙背文書は、晩年の栄西が東大寺大勧進職であった時期の活動を示すものである。治承 4 年(1180)に平家によって焼かれた東大寺の再建は、朝廷と鎌倉幕府によって国家事

業として行われた。その造営事業の中心として活動したのが初代大勧進職の俊乗房重源であり、栄西は重源の没後、その後を継いで東大寺の再建にあたった。また、同時期に京都の法勝寺の九重塔の修復にもあたっている。本紙背文書には 13 世紀初頭の栄西による再建事業の抱えたさまざまな問題が垣間見られ、これまで全く解らなかつた栄西段階の再建の様相が解明される史料として、その史料的价值はきわめて高い。

また、『因明三十三過記』も類書は他にみられるものの、同一書名のものは知られておらず、鎌倉時代前期の仏教書として貴重である。



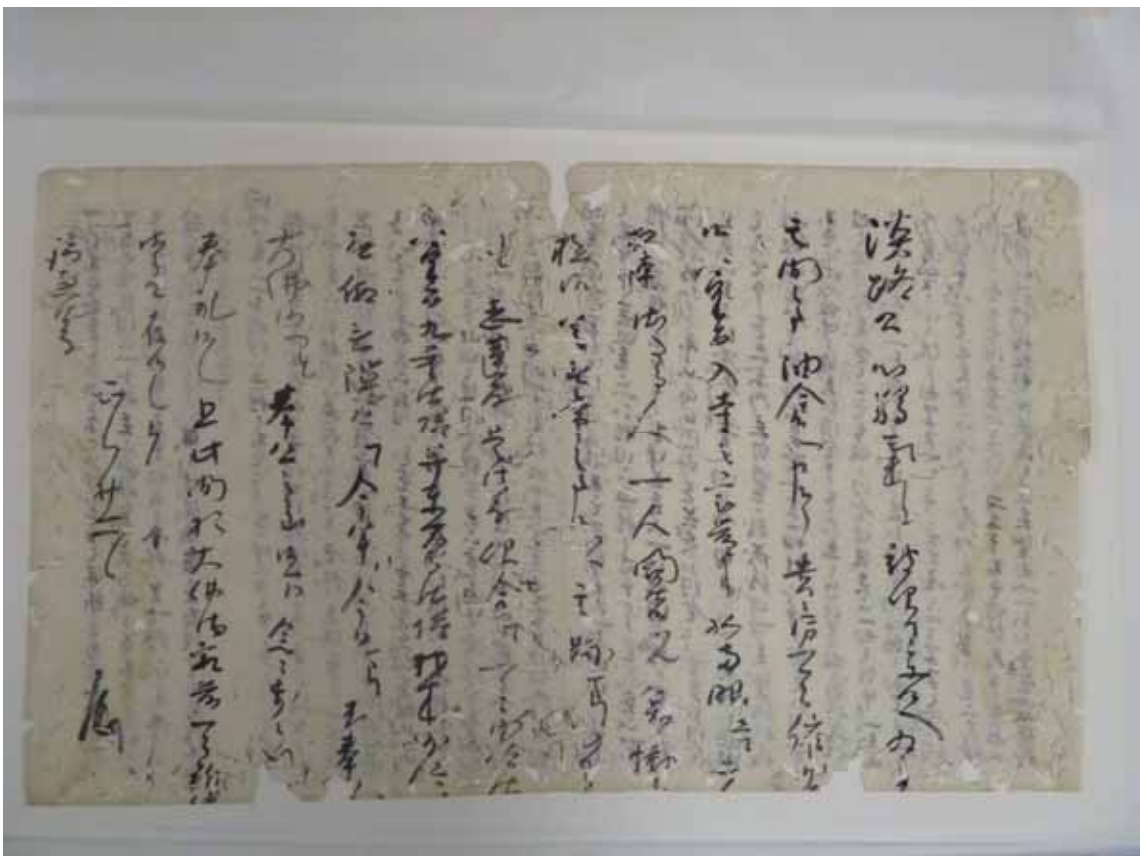
『因明三十三過記』(第1紙)



權律師榮西言上狀(第3紙紙背)



栄西書状（第7紙紙背）



栄西書状（第12紙紙背）

愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美 術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 6		1 0 6
		工 芸 品	1 0 6		1 0 6
		書跡・典籍	3 9	1	4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 5		4 5	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	5 9	1	6 0	
伝統的建造物群					
合 計		6 0 6	2	6 0 8	